

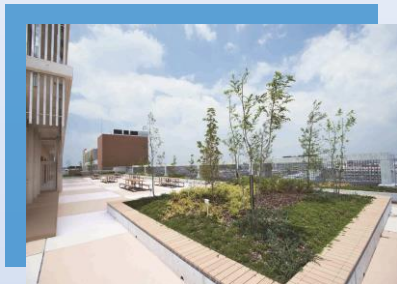


四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校 学校協力金のご協賛をお願いします

生徒たちの学校生活をより豊かなものにするため、本校の教育活動への寄付の趣旨をご理解いただき、ご寄付について皆様からの温かいご支援を賜りますよう謹んでご案内申し上げます。

【様々な教育活動に活用させていただきます】

- ・ 教育活動：文化祭・体育祭などの学校行事の充実、放課後学習支援、教育図書の充実、外部講師の招致、大学との連携による学習の充実
- ・ 環境整備：ICT環境の保守・発展、校内清掃の充実・警備保安業務の強化、バリアフリー環境整備(エレベーターの保守等) など



寄付の趣旨

平素は本校の教育発展向上に多大のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校は聖徳太子が仏教に帰依し、設置された敬田院の精神を礎とした建学の精神と学園訓を受け継ぎ、仏教教育により「^{こころ}和の精神」「^{こころ}利他の精神」を涵養し、より高い知識・技能を身に付け、「慈悲の心で人々に寄り添える人材、社会に貢献できる人材」の育成を使命としております。また、教科学習や学校行事、文化芸術、スポーツ活動の充実に努め、生徒に寄り添う指導、最新の教育設備、清潔で美しい校舎、駅間近の交通アクセス等、多くの優位性を生かし、今まで築き上げてきた教育内容をさらに充実させ、学習成果を上げるために教職員一同一丸となって取り組んでいく所存でございます。

急激な社会経済の変化は学習環境にも日進月歩の変革をもたらす時代となっておりますが、本校においても時代の変化に対応した一層の発展を目指すべく、健全かつ公正な学校運営に努めながら、より良い学習環境の充実を図るために、保護者の皆様におかれましては“学校協力金”へのご協賛をお願い申し上げます。なお、協力金は任意といたしておりますが、何卒、ご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

学校法人 四天王寺学園
理事長 塚原 昭人
四天王寺東高等学校
四天王寺東中学校
校長 柏井 誠一

寄付の方法

金 額 1口 50,000円
< 1口以上のご協賛をお願いいたします >

募集対象 在校生・在校生の保護者

募集期間 令和7年7月31日まで

申込方法 インターネット申込み：本校ホームページより受付

振込方法 クレジットカード決済 / Pay-easy (ネットバンキング、金融機関ATM) / コンビニ決済



【高等学校】



【中学校】



こちらのQRコードから申込みいただけます

令和7年度より
web決済導入！

税制の優遇について

- 本校に対するご寄付は、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。
- 寄付者は所得控除と税額控除のどちらかを選択し、本校からお渡しする「領収書」と「証明書(写)」を使用して、最寄りの税務署で確定申告を行ってください。
- 詳しくは本校HPをご覧ください。



本校HP:QRコード

【寄付金に関するお問い合わせ】

四天王寺東高等学校／四天王寺東中学校 事務局
TEL:072-937-2855

寄付に対する税制上の優遇措置に関する資料

四天王寺東高等学校
四天王寺東中学校

【所得税の控除】

本校に対するご寄付は、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。寄付者は、所得控除と税額控除のどちらかを選択し、同封しています「領収書」と「証明書(写)」を使用して、最寄りの税務署で確定申告を行ってください。

所得控除方式	「所得控除」方式では、寄付金額(総所得の40%が限度額)－2千円を課税所得から控除することができます。				
	当該年中に支出した寄付金額 (その年の総所得金額等の40%が限度)	－	2 千	=	寄付金控除額
				⇒	寄付金控除額
				×	所得税の税率
					= 還付税額
税額控除方式	「税額控除」方式では、[寄付金額(総所得の40%が限度額)－2千円] × 40%を所得税額から控除できます。ただし、控除できる額は、所得税額の25%が限度です。				
	当該年中に支出した寄付金額 (その年の総所得金額等の40%が限度)	－	2 千	×	40%
				=	寄付金特別控除額 (所得税額の25%(100円未満切り捨て)を限度とする)

「税額控除」制度は、多くの寄付者にとって所得や寄付金額の多寡に関わらず、減税効果が非常に高くなります。
詳しくは目安表にてご確認ください。

所得税寄付金控除の所得控除と税額控除の還付金額の目安表

例えば、課税所得金額300万円の給与所得者が本校に1万円の寄付をされた場合、所得控除では800円、税額控除では3,200円が確定申告によって還付されます。
なお、その他の課税の条件により実際の還付額は異なります。

課税所得金額 \ 寄付金額		1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	30万円	50万円	100万円
300万円	所得控除	800	2,800	4,800	9,800	19,800	29,800	49,800	99,800
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	50,600	50,600	50,600	50,600
400万円	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	169,800
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	93,100	93,100	93,100
500万円	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	143,100	143,100
600万円	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	59,600	99,600	199,600
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	193,100	193,100
700万円	所得控除	1,840	6,440	11,040	21,100	41,100	61,100	101,100	201,100
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	243,500
800万円	所得控除	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	301,000
900万円	所得控除	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	68,540	114,540	229,540
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	358,500
1000万円	所得控除	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	98,340	164,340	329,340
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	119,200	199,200	399,200

- ・その年の所得が給与所得のみであった場合の課税所得金額を前提としています。
- ・表内の還付金額は、給与所得者が年末調整後に確定申告した場合で、本学にのみご寄付いただいた場合を前提としています。
- ・「課税所得金額」とは、給与所得金額(給与収入金額－給与所得控除額)から社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除等の所得控除額の合計を差引いた金額です。
- ・控除の対象となる寄付金額は、給与所得金額(総所得金額)の40%が上限です。また、税額控除の場合、控除できる税額は所得税額の25%が上限となります。
- ・所得税の税率は、平成23年6月30日現在の法令によります。